


**【大特集】**  
**最新研究で甦る中共・ソ連・**  
**共産主義の戦争責任**

**共産主義の戦争挑発を  
 隠蔽した東京裁判**

東京大学名誉教授 ● 小堀桂一郎



**小堀桂一郎**

一 鵜澤總明最終弁論に見る禁忌の表現

この主題の機微をわかりやすく象徴してゐる或る挿話から説き起してみよう。それは東京裁判で日本人弁護団の団長を務めてゐた鵜澤總明博士の弁護側最終弁論に看取れる、一種不思議なほどの、共産主義に対する気兼ね・遠慮の心理である。それがこの裁判の法廷を支配してゐた「空気」の反映だったのであらう。その心理は、以下に紹介する特異な口調のうちに屈折した形で表れてゐる。

事の次第は以下の如きものだった。東京裁判は昭和二十二年五月三日開廷、直ちに起訴状の朗読があり、六月十三日から検察側の起訴事項の立証に入り、それが昭和二十二年一月二十四日まで、公判開廷百六十九回に亘つて続く。一箇月の間を置いて二月二十四日から弁護側の反証が始まり、九月十日まで百三日に亘つての一般段階立証が続く、以後個人立証の段階に入り、昭和二十三年一月十二日に弁護側立証は終り、直ちに検察側反駁立証が始まつて一月三十日に至り、そこでも又直ちに弁護側再反駁立証に入る。裁判の事実審理終了は二十三年二月十日である。

二月十一日、検事団の最終論告が始まり、三月二日論告が終つて弁護側最終弁論に入り、四月十五日を以て裁

判全体の審理は終了し、半年近い休廷の後二十三年十一月四日に歴大な判決文の朗読が始まり、判決の宣告が十一月十二日といふ経過を辿つた。

今、本稿で取り上げようとする鵜澤總明弁護団長の最終弁論は、右に記した昭和二十三年三月二日の第三百八十四回公判で、午後に始まる弁護側の弁論の冒頭に朗読されたものである。本文は夙に用意されており、その全文の英語への翻訳も出来てゐて英文稿は既に全裁判官の手に渡つてゐた。鵜澤博士は法廷では約一時間をかけて国語の文稿を朗読すればよかつた。その本文は実は鵜澤が後に単行の論著『法哲學』（昭和二十九年初版）に収録した「人生闘争の現實から世界平和への法律」といふ長篇の論文の抜粋に当るものである。鵜澤博士の学術上の著書に収録されてゐるほどのものだから、これは全篇が博士の単独の著作にかかるともあつて、その点清瀬一郎弁護人の有名な弁護側冒頭陳述（裁判所によつて朗読を禁止され、法廷速記録からの削除を命ぜられた「危険」な言辞を含んでゐた）とは性質を異にし、複数の弁護人の意見を合議によつて検討し、取り入れたといふ様

な性格のものではなかつた。それは『易经』や『老子』の研究者として令名の高かつた鵜澤の東西両洋に亘る博大な学識に拠つて成立した高度の法哲學的議論であり、弁護人団中の誰彼が自己の知見を以て容喙できる様な生易しいものではなかつた。

従つてその弁護論は、起訴されてゐる被告達各人の罪状の認否を争ふといふ意図を有するものではなく、一つの集団として見た被告人達一同の所謂人格立証に終始してをり、当時使はれてゐた枠組みから言へば、被告の個人弁護ではなく国家弁護の基本線に密着してゐた。わが易く言へば、―― 弁護人が以下に述べる如き東洋の王道哲学を奉じて行動してきた被告人達が、検察側の糾弾する如き文明の理法に悖る侵略戦争の共同謀議などを企むはずがないではないか―― といった論法なのである。この様に見ると被告達についての人格立証は即ち個人弁護の枠内のことではないかとの疑ひを抱かれる向があるかもしれないが、さうではない。集団として捉へた時の被告団は即ち日本国の国家機関であり、被告達の人格・教養は国家といふ法人のそれでもあり、謂はば国柄である。鵜澤が論じ擁護したのは、欧米文明圏諸国の奉じてゐる覇道の哲学とは異なる、忍耐と寛容といふ伝統文化の原理に立脚して身を処してきた、日本といふ王道哲学の国家の思想と行動だつた。然し鵜澤の高遠な法哲學議論を理解し得た裁判官は、

小堀桂一郎氏 昭和8（1933）年、東京生まれ。東京大学文学部卒業。同大学教授、明星大学日本文化学部教授を歴任。専攻は比較文化論、日本思想史。主著に『若き日の森鷗外』（読売文学賞）『宰相鈴木貫太郎』（大宅壮一ノンフィクション賞）『さらば東京裁判史観』『和歌に見る日本の心』など多数。

同じ法哲学の専門家であつたインド代表のバル判事以外、おそらく一人も居なかつたであらう。残念ながら鵜澤最終弁論が判決に何らかの影響を及ぼし得たとは考へられない。バル以外の裁判官達はこの議論が理解できなかったといふよりも、最初から関心もなく、聴く耳を持たなかつたのではあるまいか。

ところで本稿の主題の脈絡に戻つて言ふに、鵜澤最終弁論の第一部「世界の危機と東洋の不安」の中に次の様な一節がある。曰く、

「日本は明治の維新では米仏の革命の事実及び精神から大きな影響を受けたが、最近二、三十年間に於ては新たに欧米に動き出した革命から孤立することは許されない。トーマス・カーライルが描いた仏蘭西革命に至るまでの噴火的段階は巧妙であるが、第一次世界戦争前後から第二次世界戦争に進展した世界の新革命を説明する為めには規模が小さい。……」

国語の文章としてあまり明晰とは言へぬ少しく晦渋なところのある行文であるが、引用者が補つて言ふならば、「……革命から孤立されることは許されない」とは「ロシア革命についてこれを他人事として見ないで済ますわけにはゆかなかつた」の謂であらう。次の「世界の新革命」も当然ロシア革命のことで、その事実の苛酷さ、影響の深刻さは、カーライル流の穩健な歴史叙述を以てしては描き切れるものではない、との心なのであら

い。それは実は裁判所側の言明による明らさまな言語表現上の束縛であり、その奇妙な拘束力への違反を捉はれて以後の発言の自由を失ふといった陥穽に落ちたりすることのない様に、日本人弁護人達は言語表現に関しては極めて慎重にならざるを得なかつた。

その束縛は二十二年二月二十四日の弁護側の反駁立証開始後間もなく眼に見える形で弁護人達につきつけられた。殊に、一般問題、戦時外交の相手国別各段階、被告弁護の個人立証と三部に分れた中の第二部、戦時外交の各段階で、反駁立証が支那事変前夜の我が国の対中華民国外交、日独防共協定以後の対ソ連邦外交の部分に進んだ時にそれが判然と表れた。

即ち、蘆溝橋事件勃発以前に在北京日本公使館、在上海、漢口、広東等の日本領事館からは外務大臣宛の秘密電報を以て、当時の排日運動とその被害状況、排日暴力活動の背後にある中国共産党の策動についての生々しい現実を報告する文書が次々と送られて来た。外務省に蓄積されて来た此等在外公館からの報告書は当然ながら裁判に於ける弁護側資料として法廷に提出されたのだが、排日運動についての報告書は、それが在支日本権益防衛のための出兵の弁護になるわけではないとの、所謂関連性稀薄との理由で大量に却下された。具体的に言ふと、排日運動の被害等を訴へる在外機関からの報告書については、用意した点数七十四点のうちわづか七点が受理さ

う。つまりここで鵜澤がロシア、ソ連邦の名を出さず、共産主義革命と言はずに「新革命」と表現してゐる点に我々は注意を惹かれないわけにはゆかない。更にこれより少し後に置かれた、

「……一々事象を列挙する煩を避けるが檢察側から公判に於て引例せられた各種の裁判事件なども世界新革命の潮流と対照して考へる所がなければ恐らく真相に触れ難いことであらう」

といふ一節は、単行本「法哲學」にあるが、東京裁判法廷の速記録ではこの部分だけが欠落してゐる。意図的な省略であつたと忖度してよい。この一文は、檢察側が糾弾の対象としてゐる諸種の事件にもソ連共産主義革命の惹起した時流の影響を考慮しない限り事の真相が把握できないものが多い、といふ意味を述べてゐるのであるから、此もソ連檢察官・判事に対する政治的配慮、俗にいふ氣兼ねに支配された裁判法廷の空気に、鵜澤も亦感染してゐた、もしくは同調せざるを得なかつたが故の婉曲語法であり、省略だつたのではないかとの疑ひが濃い。

## 二 曲庇と隠蔽の進行過程

裁判所自身がソ連に対する氣兼ねに支配されてゐたことは確かだが、それは必ずしも言葉にならない暗黙の圧力として日本人弁護団を規制してゐたといふわけではな

れただけであり、あとは却下、及び却下された文書と同じ性格のものである故に未提出に終つた。

却下された提出資料の中からめぼしいものを二、三挙げてみるならば、昭和六年に大阪商工会議所が編纂した『日支政治經濟關係要覽』所収の「反日煽動主要事件」(十件)「反日經濟封鎖」「反日教育」等の統計、大正八年に北京駐在小幡公使から内田康哉外相に宛てて発せられてゐた、支那人の反日感情を煽動してゐた英米人の活動についての報告、昭和二年三月の東京朝日新聞の記事「南京事件ニオケル北伐軍ノ暴虐」等である。

中国共産党の暗躍とその謀略、及びこれに依りて共産主義思想防遏のために日本側の払つた努力の証跡は今でも当時の我が先人の苦勞と志を物語る立派な文献であるが、この対中共関係の被告弁護資料は、用意した七十五点のうち、証拠として採用されたのは唯一点のみである。

却下された主なものに、昭和七年外務省亞細亞局編の『支那及滿洲ニ於ケル共産運動概況』から「赤色勞働運動」『蘇聯邦共産黨ノ滿洲ニ於ケル活動』等の長文の抜粋、同じ年に外務省情報部が編纂した『支那共産黨史』中の「北伐の進展と國共分離」の章があり、又エドワード・スノウの著書『中國ノ赤イ星』中「共産黨ノ基本政策」の部分も提出されたが却下処分を受けた証拠資料である。

この数字と資料の標題だけを見ても、法廷が示した中国共産党の策動に対する異様なまでの寛大さ、むしろ気兼ねを指摘できると思ふのだが、その配慮は対ソ連邦段階に進むと更に判然とする。

対ソ段階で審理の対象となつたのは、日独防共協定、張鼓峰とノモンハンでの日ソ武力衝突事件、日本の対ソ軍備、日ソ中立条約等の諸項目なのだが、この時にも法廷を支配してゐた共産主義への遠慮の空気が、弁護側の書証提出の出鼻を挫く形になつてゐた。裁判長のウェッブは、対ソ段階立証開始の二十二年五月十六日の法廷で、歐洲の共産主義運動は東洋の問題には関係がない、と公言してゐた。我々は全世界の共産主義理念に対して裁定を下す権利或いは義務があるとは考へてゐない、といふ様な表現もした。これは裁判長個人の見解であつたが、当然裁判所の取つてゐる審理上の前提である如くに解された。事実防共協定に関して弁護側が提出した二十一通の証拠文書のうち十三通は、この前提の規定に合致しない、即ち共産主義思想そのものの批判に当るとの理由で却下された。

但、この二十二年五月十六日の法廷に於けるラザラス弁護人の対ソ関係弁護論冒頭陳述には、この年即ち一九四七年の三月から四月にかけてのモスクワでの四国外相會議で米ソの主張が対立關係に立つたことが明らかとな

然し東京裁判法廷に於いてすら公言され、削除処分を受けたわけではないこの歴史的脈絡は、戦後の日本の史学界が故意に怪視乃至無視してきた証言である。ラザラス弁護人の弁論より三箇月早い二月二十五日のローガン弁護人による一般關係段階での冒頭陳述では、ロシヤのフィンランド侵略、ロシヤの國際連盟よりの追放、ロシヤのバルト諸國侵略、ロシヤの滿洲侵略、及びイギリスとロシヤのイラン占領に関する証拠を提出致しますと述べた部分は朗読を禁止され、陳述は証拠文書として却下の扱ひとなり、提出致しますと予告された証拠は却下されて法廷証としての扱ひを拒否されてゐる。それだけに、法廷証として生残ることのできた先に引いた部分のラザラス弁論中の対ソ批判は貴重とさるべき証言のはずである。それに対して敢へて口を噤んでゐる歴史学者達は結局東京裁判の多数派判決に迎合して保身を図つた輩であると思ふべきを得ず、そしてこの種の親ソ親共分子は裁判以後六十余年を経た今日でも依然として余喘を保つてゐる。

アリスティデイス・ラザラス弁護人は陸軍中尉として軍籍に在つた人だが、相当の剛直の士だつたのだらうか。裁判長はじめ判事団も彼の氣迫に押されて対共産主義駁論の朗読を削除無しで認めてしまつた形であるが、然しそのラザラスにしても、この日より三週間ほど前の

つた、謂はば冷戦開始の最初の波紋が驛を投げかけた痕跡を見てとることができ、その意味での興味ある挿話が付帯してゐる。つまりラザラス弁護人が、歐洲に於ける共産主義の運動及びそのアジアに於ける脅威の発生が日独防共協定成立の正当な根拠であるとの部分の朗読に入つた時、裁判長は突如（一判事の要求により）との理由で朗読の中止と休憩を宣言し、約二十分後に再開した後に、弁護人の論が、——日本はソ連の提示した不可侵条約の拒否といふ選択で、ポーランド、フィンランド、バルト三国といふ前車の轍を踏まぬ先見の明を示したのだ、との件りに来た時、又同じ様な状況の異議申し立てと朗読の中断があつた。そこで裁判長の、我々には共産主義思想を裁く権利はない云々の発言が生じるのだが、その場では、ともかくもラザラス弁護人の反駁によつて彼の陳述は全文が朗読されることを得た。

その結果として、我々は同弁護人の勇氣により、東京裁判法廷でも共産主義の思想とその危険性についての世界の認識、一九三五年（昭和十年）の八月一日には中国共産党による明らさまな対日戦争宣言（八・一声明）がなされた事、日本が共産主義思想蔓延の脅威に対し自衛の手段を取るべく正当な決意を固めた事等との間に存する歴史的因果關係が証言されたといふ貴重な記録を持つことができたのだつた。

四月二十二日の法廷で朗読を担当した支那段階冒頭陳述では、第二部門「支那共産党の活動及排日運動」の末尾で朗読禁止、記録からの削除といふ処分に服さざるを得なかつた。その被削除部分を「却下未提出資料」によつて復元してみれば、この法廷が禁忌としたのがどの様な歴史認識の言表であるかといふ裏面が如実に読み取れて面白い。

その第二部門の結びの部分は、……中国共産党は既に述べられた如くコミンテルンの指導の下に構成され、且コミンテルンに対し其れから指令を与へられるまで緊密な關係の下に立つて居つたのでありまして斯る指令の性質は後に証拠によつて明らかにされます。中国に共産党が蔓延し、漸てそれが日本自身に蔓延することは日本の破滅となるであらうといふことを恐れるべき理由を日本は有且実際に恐れたのであります」といふ見解表明で説き出されてをり、これだけでもあの法廷でよくそこまで言つてくれたものと思ふのだが、以上の後に続く結びの一節はさすがに朗読禁止と削除の処分を免れ得なかつた。曰く、

今日世界の地図を眺むるものは、ヨーロッパに於てもアジアに於ても、ロシヤの隣國及び曾つての隣國に如何なることが起つたかを見得るのであります。共産党の蔓延に対する日本の正当なる恐怖を裏付ける決定

的な証拠は、本問題に關しトルーマン大統領が先月米國議會に於てなした演説及び其の蔓延（引用者注、世界共產主義化に向けてのソ連の威力的策動の拡大）を阻止するため彼の懲罰する非常措置であります」と。この指摘の中に、既に米國主導の対日平和条約締結に向けての促進の兆とその成立の暁に日米安全保障条約の対象と想定された中ソの脅威への認識は発動してゐる。この（地図を見れば分る）といふ簡にして要を得た素朴な発想こそ、今日の我々日本人の対中認識の根柢的な基盤となつてゐるべき物の見方である。六十余年前の東京裁判法廷で発せられたこの警句は、残念ながら今対中認識を論じ合ふ場で余りにも多くの日本人から忘れられたまゝになつてゐる。

### 三 『在支二十五年』証言力の忌避

中国共産党の排日謀略活動に關する史料で、弁護側の熱心な申請にも拘らず、採用を全面的に拒否された証拠文書として一つ挙げておきたいのが「チャイナ・ウィークリー・レビュー」の主筆であつたアメリカ人ジョン・B・パウエルの回想記『在支五十年』である。この書は一九四五年の刊行後六十三年も経た平成二十年になつて渡部昇一監修・中山理訳で『米國人記者が見た戦前のシ

ナと日本』の題で祥伝社から上下二巻の全訳が出版された。

東京裁判で無視され、その貴重な歴史的証言力が活用されなかつたといふ点で、これはレジナルド・ジョンストンの『紫禁城の黄昏』（中山訳・祥伝社刊の無省略版がある）とよく似た運命を有してゐる書である。邦訳出現のおかげで両書とも今では国内の読者の誰もが容易にその内容を知ることが出来る。パウエルの回想記は、一口に言つて「親支嫌日」の偏向の甚しい、日本人読者にとつては実に面白からざる反日宣伝文書であつて、訳者の中山氏も訳筆を運びながら不愉快の感が非常なものだつたといふ。パウエルは元來昭和二十一年八月五日と六日の兩日、檢察側の証人として東京裁判法廷に出廷し、日本軍の滿洲地域に於ける武力発動（起訴状は「侵略」と呼んだ）といふ訴因について檢察側に有利な、被告側には不利な証言をした人物であつた。さうであればこそ、そのパウエルの反日感情に充滿した二十五年の支那滞在記中に含まれてゐる記述、西安事件前後の中ソ關係、張學良軍と共産党との親密な提携、北支に於ける排日運動の陰に居た共産党の煽動等々についての外国人の觀察は、ともかくも客觀的な判断として裁判所の顧慮に値するだらうとの期待があつた。

パウエルの原著は何しろ英文であるから裁判關係者の

誰しにも繕読は容易である。檢察官も判事達も、そこに語られてゐる支那の内部事情、事に中華民國の諸々の政治組織を、対日戦争の挑発に向けて操作してゆく共産党の謀略の巧妙・悪辣さは、これに対処する日本の行動を正当化するに十分な証明力を有するものと読みとつてくれるであらう、と思はれた。そこで共産党の排日謀略關係のみならず、日支外交關係一般から支那領内でのソ連の情報活動、第二次上海事変（昭和十二年）、更にはフイリピンに於けるマッカーサーの対日戦略策定の見聞に至るまで、弁護団が本書から抜き出して作成した証拠書類は（数へ方によつて些小の異同は生ずるが）約四十点の多きに及ぶのだが、そのうち半数が却下処分に見舞ひ、あとはその却下理由から類推して採用の見込なしと諦め、未提出のままに終つた。

却下理由としては、これは一新聞記者の私見に過ぎないもので法廷での証明力は無い、支那の国内事情は本裁判での審理に關係が無い、これは著者の滑稽なる想像である等々が挙げられ、裁判長の単独での即決か、判事団内部での多数決といふことで次々と却下された。中には、この文書には訴追国二国にとつての〈不快な言辭〉を弄する所がある、といふ却下理由まであつた。二国とは言ふまでもなく中華民國とソ連邦である。一部特定の檢察官にとつて不快な言辭である、といふ感情的な言分

が法廷証としての採用を拒否する理由になつたといふところに、この裁判の法的に見ての水準の低さが隠し様もなく露呈されてゐる。語るに落ちるとはこのことであらう。

然しながら、これがこの法廷の現実であつた。共産主義思想の危険性と共産党の謀略活動にふれるのはこの法廷では禁忌であるとの印象は、日本人弁護団一同の心裡に重い翳となつてのしかかつた。そこに瀧澤博士のあの〈世界新革命〉といふ今から見れば滑稽としか思へない婉曲語法採用の所以があつた。それは当事者にしてみれば、法廷での朗読禁止処分を受けなしたための苦肉の策であり、実に己むを得ない便法であつた。

ジョンストンやパウエルの著書の証拠採用拒否の眞の理由は、他でもない、此等を弁護側証拠として採用したら、日本を是非とも有罪にしたいといふ目的が挫折するのみならず、コミンテルンの戦争挑発謀略の真相が國際社会に知れ渡つてしまふ、と、唯その一事に尽きてゐる。

### 四 戦後も続いた隠蔽

この様に、東京裁判は連合国による第二次大戦の戦後処理の極東方面での主要機構としては、ソ連と中共の戦

争挑発の責任を庇護し隠蔽する役割を一つの大きな特徴として進行して行つた。因みに言へば、この裁判が禁忌として一般的批判を封じ、罪責の隠蔽に努めたもう一つの重大な戦争犯罪は、米国政府の犯した原子爆弾による無差別大量殺戮である。此の項目については本稿の射程の範囲外にあることなのでここでは触れずに置くこととする。

共産主義勢力による隣接諸国侵略の犯罪について言へば、米国にとつてヤルタ協定以後東の間の盟友となつてゐたソ連邦と、アメリカの左翼知識人達が「親支反日」といふ観念的な「正義」を標榜するのに恰好の口実であつた混沌たる無政府状態の中華民国と、この二国の戦争挑発の罪を曲庇する手段としての法的擬制たる東京裁判は、その点ではほぼその目的を達成した。

連合国側の諸々の戦争犯罪を完全に棚上げにして、大戦の惨禍についての責任を一身に背負ひ込まされた日本帝国の悲運と、世界史の流れの中で見てのこの千古未曾有の不条理について、連合国とその同調諸国は所詮他人事として何らの痛痒を感じなかつたし、このなりゆきに義憤を覚えた日本の同盟国は絶えて無くしてわづかに有るのみ、それも当時の世界史の大潮流の中では如何にも無力な、欧米の旧植民地であつた新興の独立国に限られてゐた。

誓供述書の朗読禁止といふ処分を濫用して庇護し隠蔽する意図があつた、といふ様な指摘は占領終了までは何人にも不可能であつた。だからこれも、そんな事はなかつた、といふ認識になる。そしてこの隠蔽効果は、他の全ての占領政策に対する批判が占領中の六年八箇月に亘り沈黙せしめられてゐた（実際には占領後期、殊に朝鮮動乱の勃発の頃には規制も緩みを来してゐたが）のと同様、十分に長く続き、それはいつか日本国民の心裡に定着し、いはゆる自主規制の対象となり、即ち言論界一般の禁忌事項となつた。占領の終了、独立国家主権の回復以来六十年余を過ぎた今日に於いてもなほ、人はこの禁忌の痕跡を肌を感じる事がある。簡単に言へば、それは共産主義思想とそれが犯した罪悪への怒りや憎悪を口にする事を躊躇はせる空気である。その空気は世間一般からはあら方消えてゐるが、或る理由によつて学界の一部には激んだ瘴気となつてなほ残つてゐる例を屢々経験する。

## 五 遅すぎた覚醒

東京裁判が共産主義の戦争挑発を曲庇したことの誤りは、或る意外な形で国際社会に広く知れ渡ることとなつた。その機縁は、改めて言ふまでもない、一九五一年五

この不条理に関して東京裁判の主要な推進役であつた米国が日本国民の眼を晦まし、耳を塞ぎ、口を封ずるのは容易なことだつた。他ならぬ極東国際軍事裁判所条例の当の公布者であるダグラス・マッカーサーが、同時に日本国政府をも天皇をも超える、日本国内での最高の政治権力の保持者となつてゐた。彼の実施した日本国占領政策の中に明白なる戦時国際法違反があらうと、普遍的道徳基準に照して許し難き人道上の圧政があらうと、被占領下の日本国民はその事を指摘し抗議するための言論表現の自由を奪はれてゐた。それを指摘し批判の対象とする発言が無い限り、如何なる違法も非道もその事実が「無い」と同じ事だつた。

本稿の主題に即して具体的に言へば、昭和二十年九月二十九日を以て日本の全ての報道・言論機関は表現と通信の手段を検閲といふ形で占領軍の一方的規制に委ねさせられることになつた。検閲方針の細目はやがて明らかになつてゆくが、最終的に三十項目に亘ることになる、公刊印刷物で〈削除または掲載発行禁止の対象となるもの〉の第一項が連合国最高司令官及び同司令部に対する批判であり、第二項が極東国際軍事裁判に対する批判である。

かうなれば話は簡単で、即ち東京裁判にはソ連と中国の共産勢力による戦争挑発行為を、証拠文書の却下や宣

月三日、米国上院軍事外交合同委員会の公聴会に於けるマッカーサー証言である。

朝鮮動乱の收拾方法に関して連合国軍最高司令官D・マッカーサーと合衆国大統領トルーマンとの間に尖鋭な意見の対立が生じ、結果としてマッカーサーはその重職から解任され、直ちに本国に召還されたことは、日本国内では天皇よりも政府よりも強大な権力を行使してゐた偶像的軍人の運命の帰趨として日本人には忘れ難い事件である。

この軍事外交合同委員会の第一日の席上で、マッカーサーが日本の大東亜戦争開戦の動機として「自衛の必要」を断乎として挙げた事実は、今では日本国内で広く知られてゐよう。彼の説いた日本自衛戦争論の粗筋は、実は東京裁判に於いて東條英機大将がキーンン首席検事と対決する形で滔々と演述した宣誓供述書の内容、又ウイリアム・ローガン弁護人の弁護側最終弁論であつた「日本は挑発挑戦されて自衛に起つた」といふ論旨の窮極的摘要に他ならない。却下未提出弁護側資料にまで眼を通した東京裁判研究者にとつては別段の目新しさもない当然の結論のだが、あの東京裁判法廷設置、「条例」制定公布の最高責任者が、遂にその東京裁判全体の失敗を意味するに等しい見解を、米国の国政の最高の現場に於いて公言するに至つたのか、との感慨は深かつた。

而して本稿の文脈にとつてより重要なのはマッカーサーの日本の自衛行動擁護論よりもむしろ、同じ日のラッセル委員長の質問に答へた証言の中の「アメリカの反省」と呼ぶのにふさはしい次の一節である。曰く、

〈太平洋に於いて米国が過去百年間に犯した最大の政治的錯誤は、共産主義者が支那で強大な力に成長するのを許してしまつたことだ、といふのが私個人の見解である〉と。

これこそは、昭和二十五年六月二十五日の北朝鮮軍の突然の越境侵入によつて始まつた朝鮮動乱の衝撃により、豁然と己の過去の認識不足に気付き、眼覚めた、驕傲なる英雄の正直にして深刻な反省である。実はこれとてもマッカーサーの創見などと思ふべきものではなく、昭和二十三年米軍占領下の日本を占領行政の視察のために訪れたアメリカ國務省政策企画部長ジョージ・ケナンが、マッカーサー司令部に集食ふアメリカの左翼が策動する容共政策に厳しい批判を加へた時既に指摘されてゐたはずである。又ケナンと同様の憂慮を懐いてゐた、かの『アメリカの鏡・日本』の著者ヘレン・ミアーズ女史も、——共産主義の脅威と戦ふ事は、現在のアメリカにとつてよりも過去の日本にとつては更に重要な使命だつたのだ、との趣旨を該著の中で述べてゐる。当初はその「アメリカの反省」を求める文脈に激怒し、日本人がこ

の書を翻訳して読む事は占領中は絶対許さないと息巻いたマッカーサーが、未だ占領が終らないうちに、ミアーズ女史と同じ見解を自分の口から公の場で告白することになつた。

一往マッカーサーを代表的発言者とする、このアメリカ外交戦略の最大の失敗、即ち共産主義のアジアに於ける蔓延を黙認し、誤れる寛大を以て遇したことへの深刻な後悔は、即ち東京裁判が共産主義者の戦争挑発の罪を不問に付したことを認め、その曲庇への反省を論理の自然として内包するものである。我々日本人にしてみれば、アメリカ人よ、汝らは気がつくのが遅すぎたのだ、現在なほも続いてゐる朝鮮半島の南北分断の悲劇は、日本人の懸命なる防共努力への貴殿らの無理解に責任があるのだ——と言ひたいところなのであるが、さて我々に彼等の手遅れを責める資格があるのだろうか。

検閲と没収を手段としての、占領軍による戦後日本の言語空間の封鎖と支配は確に巧妙狡猾なものだつた。然し日本国内でも、彼等の監視の眼を免れた私人の書類棚の片隅には、ジョージ・ケナンの透徹した見識や、彼の称揚した支那駐在外交官ジョン・マクマレーの予言、或いはヘレン・ミアーズの思索に匹敵する深い洞察を構成させるに足りるほどの、重要な情報を含んだ文献が人眼につかない姿をとつて隠れてゐた。それは正に隠れてゐる。

たが故に、その記録を存分に駆使して昭和史に於ける共産主義思想の役割を、思想闘争の現場感覚に基いて叙述した或る著書が出現するまで、多くの人がさうした情報の存在を知らなかつた。それを知らしめたのが昭和二十五年春に出た三田村武夫の『戦争と共産主義』である。朝鮮動乱の勃発する少し前のことだつた。

当時占領軍の検閲体制は施行直後ほどの厳しさはなく、多少の緩みが生じてゐたのではないかと想像するが、それでも占領軍当局の内部にはいはゆるアメリカの左翼が多数潜伏してゐたから、この書も検閲の網にかかつて発売禁止となり、流布した期間と分量は極くわずかつたであつたらしい。そして占領による表現の自由の束縛が解けた平和条約発効後になつても本書の復刊は直ぐにはなかつた。そこには出版・言論界における例の「自主規制」が働いてゐたのではなかつたかとの疑念を禁じ得ない。我々にアメリカ人の反省の手遅れを論ぶ資格があるかと言はざるを得ない所以である。

『戦争と共産主義』はかなり遅く、昭和六十二年になつて『大東亜戦争とスターリンの謀略』と題を改め、「自由選書」の一冊として復刊された。その復刊版の巻末には昭和二十五年の初版本に対して寄せられた十人の知識人、政治家の批評と感想が収録されてゐる。通り一遍の礼言を義理的に述べただけのものもあり、非常な驚きを

正直に表したものあり、立派な書評の態をなしてゐるものもありで、その部分だけでも一寸面白い読物であるが、むしろ問題なのは、昭和二十五年の初版とその発禁から六十二年の復刊までの三十七年の長きに亘つて、この書の挙げてゐる警世の声が知識人達の耳から遮断され、届いてゐなかつたといふ事実の方である。つまり所謂東京裁判史観の支配的風潮はこの裁判の顕著な副作用の一であつた、共産主義の戦争挑発を隠蔽するといふ役割を至つて効果的に果し続けることができたわけである。

三田村は同書の序文でこんな風に書いてゐる。〈謀略戦上に躍つた人々が、自己の役割を自認してゐたか否かを私は問題にしない。……若し当人が、「自分は知らなかつた」「そんな考へではなかつた」と言ふならば、それは、無智と、無定見を暴露する以外の何ものでもない〉(傍点は原文)と。昭和十年の八・一宣言以来、中国共産党の対日戦争は長い歴史を有してゐる。その間、手を替へ品を替へ、時には顔に被る仮面をもつけ替へて、彼等の対日謀略戦は執拗に続けられてゐる。その謀略の線上に故意か無知かで欣然と踊ることを止めない日本人が現に存在する限り、三田村のこの警告は今でも依然として有効である。結びに一言。国政に携はる者に於ては、その無知と無能は歴然たる罪悪なのだ。